

# 海外渡航手続き ハンドブック

愛媛大学  
国際連携推進機構



# 目次

- 渡航前に行う手続き
- 留学中に行う手続き
- 帰国後に行う手続き

# 渡航前に行う手続き①

## ～渡航準備～

留学など、海外渡航が決定したら渡航に向けた準備を早めに始めましょう。

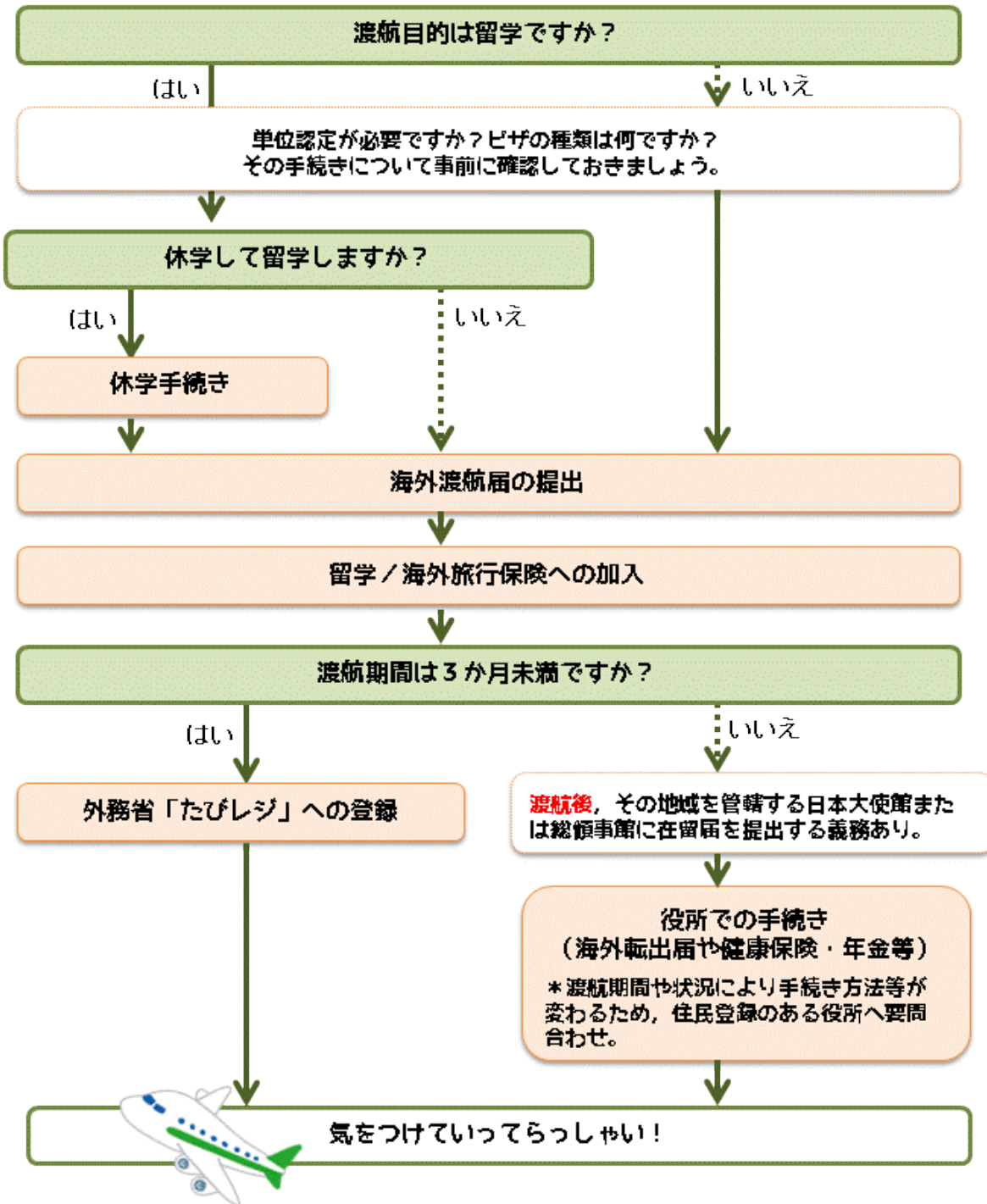
渡航前に行うべき主な準備は以下のとおりです。あくまで基本的なものですので、渡航先に合わせた必要な準備は自分で改めて確認しましょう。また、取り組み時期については目安として参考にしてください。

準備項目	取組時期	備考
<input type="checkbox"/> 予防接種（厚生労働省の情報等参考に接種）	7～3ヶ月前	必要に応じて。 [厚生労働省検疫所HP] <a href="http://www.forth.go.jp/index.html">http://www.forth.go.jp/index.html</a>
<input type="checkbox"/> 健康診断	6週間前まで	必要に応じて。
<input type="checkbox"/> 歯科検診・治療		
<input type="checkbox"/> いつも服用している薬があれば滞在中の分を処方してもらうか処方箋（英文）を出してもらう	早めに	ビザ及びパスポートの発給は時間がかかりますので、余裕を持って申請してください。 ※渡航先によっては航空券の手配にはビザが必要な場合があります。
<input type="checkbox"/> パスポートの申請・有効期間の確認		
<input type="checkbox"/> ビザの申請（必要な場合のみ）		
<input type="checkbox"/> 渡航先の情報収集（文化・習慣、気候、法律等）		
<input type="checkbox"/> 渡航先で必要な荷物の用意		
<input type="checkbox"/> 航空券の手配		
<input type="checkbox"/> 海外渡航安全ガイドの内容を確認		
<input type="checkbox"/> 外務省 HP 等から現地の治安情報・感染症危険情報等を確認		[外務省海外安全HP] <a href="http://www.anzen.mofa.go.jp/">http://www.anzen.mofa.go.jp/</a>
<input type="checkbox"/> 海外旅行保険や留学保険に加入	2週間前まで	
<input type="checkbox"/> 海外渡航届を各学部・研究科へ提出		
<input type="checkbox"/> 連絡先リストの作成 （現地大使館・総領事館、現地警察、クレジットカード・航空・保険会社、大学緊急連絡先等）		
<input type="checkbox"/> 外務省「たびレジ」への登録 *3か月未満の短期渡航者（旅行者を含む）が対象。3ヶ月以上の方は、渡航後、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に在留届を提出する義務あり。	渡航日程決定後	[たびレジ] <a href="https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/">https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/</a> [在留届] <a href="https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/">https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/</a>
<input type="checkbox"/> プログラム説明会・事前研修等に参加	適宜	

# 渡航前に行う手続き②

## ～書類手続き～

海外に渡航する場合に必要な、基本的な書類手続きは以下のとおりです。



個人的に参加する語学研修プログラムや奨学金関係では、このほかにも書類提出が必要な場合があるため、必ず担当部署等に確認すること。

# 留学中に行う手続き

渡航先に到着したら、まず日本の関係者に到着の報告をするようにしてください。

渡航中は、基本的に滞在国の法律や派遣先機関の規則等に従って生活するとともに、「海外渡航安全ガイド」の記載事項等を十分に意識し、安全かつ充実した生活を送ってください。

## I . 滞在先の居住地・連絡先の報告

渡航前に居住地住所・連絡先が決まっていなかった場合は、確定次第、速やかに（1週間以内を目途に）滞在先の居住地住所と連絡先（電話番号・メールアドレス）を各学部・研究科もしくは国際連携課に報告してください。

また、変更があった場合も、同様の手続きを行ってください。

## II . 在留届等の提出

3ヶ月以上の留学の場合、旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に速やかに在留届を提出することが義務づけられていますので、遅滞なく手続きを行ってください。また、帰国時には帰国届を提出してください。届出は電子届出システムで行うことができます。

なお、海外滞在が3ヶ月未満の場合も在留届を提出することで、緊急事態が発生した際に、日本国大使館や総領事館よりメールによる通報や迅速な援護が受けられます。

（外務省在留届電子届出システム HP <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>）

## III . 単位認定等を行う場合

単位認定等を行う場合、帰国後に修了証明書等の提出が必要となる場合があります。渡航前に各学部・研究科窓口を確認し、必要に応じて渡航中に手配するようにしてください。



# 帰国後に行う手続き

帰国後速やかに、以下の書類を各学部・研究科の窓口へ提出する必要があります。

手続項目	備考
<input type="checkbox"/> 海外渡航帰国届	
<input type="checkbox"/> 単位認定等に必要な書類	
<input type="checkbox"/> 復学に関する書類	※休学した場合



プログラムによっては、報告書やアンケート等の書類を求められる場合がありますので、プログラム実施要項等を確認し、定められた期限までに作成、提出してください。

出発前に奨学金に関する手続きをした場合は、帰国後にも速やかに必要な手続きを行ってください。

Ⓢ帰国後、体調不良が続いている場合は、速やかに医療機関を受診してください。その際に訪問国名を必ず伝えてください。どこの医療機関を受診すればよいか分からない場合は、総合健康センター（愛大ミューズ1階：089-927-9193）へ、まず「電話連絡」してください。  
また、次の学生定期健康診断は必ず受診する必要があります。

発行：平成 28 年 3 月  
愛媛大学国際連携支援部国際連携課  
TEL：(089) 927-9157  
EMail：kokuryu@stu.ehime-u.ac.jp